

## 公開準備会社における新株予約権の有効活用

TFP ビジネスソリューション株式会社

代表取締役 公認会計士 三嶋良英

### 第2回 税制適格ストックオプションの要件を満たしていますか？

今回は、税制適格ストックオプション（以下、「適格 S/O」とします。）についてご説明します。

通常よく用いられているストックオプションについての説明なのですが、わかっているようで意外と落とし穴にはまっているケースをよく見ますので、適格 S/O の税制優遇措置と発行時の留意点を正しく理解し、役職員のインセンティブとして有効に活用していただきたいと思います。

適格 S/O だと思っていたのに、非適格だったということがないように十分ご注意ください。

#### 1. 適格 S/O の税制上のメリットは？

適格 S/O では、その付与時、権利行使時には課税関係がなく、株式の売却時に売却益に対してキャピタルゲイン課税（上場株式等を売却した場合の税率 10%：注 1）されます。

一方、課税上の優遇措置を受けられない非適格の場合には、権利行使時に含み益に対して役職員の場合には給与所得課税（最高税率：50%）され、さらに株式売却時に権利行使後の利益がキャピタルゲイン課税されます（新株予約権を有償（時価）で発行した場合を除く）

適格 S/O の優遇措置は、権利行使時に課税関係がなく売却時まで課税が繰り延べられる点、売却時の課税が全てキャピタルゲインとなる点の 2 点です。

（注）1．平成 19 年 12 月 31 日までに売却した場合。未公開株式の場合は税率 20%。

#### 2. 適格 S/O の要件は？

次に適格 S/O の要件をご説明します。この要件を満たさない場合には、非適格となってしまいますので、十分に注意してください。

##### (1) 対象者は？

適格 S/O の対象者は、取締役または使用人であり、子会社の取締役・使用人も対象になります。ただし、「大口株主」と「その親族等」については対象から除かれます。大口株主とは、未公開会社の場合には、「発行済株式数の 3 分の 1 超を保有する者」です。

ここでのポイントは、監査役は適格 S/O の対象にならないこと、オーナー経営者は、ほとんどの場合に大口株主に該当し適格 S/O の対象にはならないことです。

##### (2) 適用要件は？

適用要件は次のとおりであり、この全ての要件を満たす必要があります。

- ・権利行使期間：付与決議の日から 2 年超かつ 10 年以内
- ・限度額：権利行使の総額は年間 1,200 万円以下
- ・権利行使価格：契約締結時の時価以上
- ・譲渡：譲渡してはならないとされていること
- ・株式の保管：取得した株式は証券会社等へ保管を委託
- ・新株の発行等：付与決議事項に反しないで行われること

## (3) 付与契約は大丈夫ですか？

適格 S/O では、上記の要件を「付与契約」に定めなければなりません。

付与契約に要件がきちんと記載されていない場合には、非適格となってしまいますので、既に発行した新株予約権につきましても、もう一度、契約書をチェックしてみることをお勧めします。

## (4) こんな勘違いしていませんか？

権利行使価格の要件は、「契約締結時の時価以上」ですので、株主総会の決議日と付与契約を締結した日が離れている場合には、注意が必要です。

たとえば、権利行使価格は株主総会で決議した時の時価以上で決定していますが、その後、契約の締結日までの間に第三者割当増資を権利行使価格以上で行ってしまったというケースです。

このようなケースでは、「第三者割当増資の発行価格が時価で、権利行使価格は時価以下。権利行使価格が時価以下のため非適格」と判断されても反論できませんよね。

## (5) 「年間」っていつからいつまで？

適格 S/O の要件「権利行使の総額は年間 1,200 万円以下」の年間は 1 月 1 日から 12 月 31 日（暦年）です。たとえば、権利行使期間が平成 16 年 7 月 1 日から平成 17 年 6 月 30 日までの 1 年間でも平成 16 年と平成 17 年の 2 暦年に分かれますので、最高で 2,400 万円まで権利行使できます。

したがって、権利行使期間は「付与決議の日から 2 年超かつ 10 年以内」、つまり 8 年間で最大ですから、「適格 S/O の権利行使価額は最高でいくらまで付与できるのか。」の正解は「1,200 万円 × 8 年 = 9,600 万円」ではなく「1,200 万円 × 9 年（暦年） = 10,800 万円」となります。1 人に付与したストックオプションの権利行使価額が 10,800 万円を超えていれば非適格となります。

## (6) 調書の提出を忘れていませんか？

適格 S/O を付与した場合には、翌年の 1 月 31 日までに「特定新株予約権等の付与に関する調書」を税務署に提出する必要があります。登記はしたけれど調書は提出していないというケースがよく見られますので注意が必要です。

## (前回の税額計算の詳細)

前回、「4 .」で試算した税額の詳細な計算方法は、次のとおりです。

適格 S/O の場合：税額 5.5 万円

\* 売却時

・税額 5.5 万円 = 売却益 (60 万円 - 5 万円) × 税率 10%

税制非適格ストックオプションの場合：税額 22.375 万円

\* 権利行使時

・課税所得金額 (給与) 42.75 万円 = 含み益 (50 万円 - 5 万円) × (1 - 給与所得控除 5%)

・税額 (給与) 21.375 万円 = 課税所得金額 42.75 万円 × 最高税率 50%

\* 売却時

・税額 (キャピタルゲイン) 1 万円 = 売却益 (60 万円 - 50 万円) × 税率 10%

\* 税額合計 22.375 万円 = 税額 21.375 万円 + 税額 1 万円

TFP ビジネスソリューション株式会社は、「YAMADA グループ」 税理士法人 山田&パートナーズ、優成監査法人、TFP コンサルティンググループ（ヘラクレス：4792）の一員です。

事業内容 株式公開コンサルティング、株式・新株予約権評価、M&A コンサルティングなど  
問合せ先 TEL：03-5322-3257 E-mail：[nozawam@tfp-bs.net](mailto:nozawam@tfp-bs.net) 担当：野沢

新株予約権に関する詳細は <http://www.tfp-bs.net> をご覧ください。